

用語の説明

社会福祉施設（しゃかいふくししせつ）

社会福祉法に基づく社会福祉事業を営むために設置する施設をいう。

これには、生活保護法に基づく保護施設、老人福祉法に基づく老人福祉施設、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設など、身体障害者福祉法に基づく身体障害者社会参加支援施設、売春防止法に基づく婦人保護施設、児童福祉法に基づく児童福祉施設、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく母子・父子福祉施設、その他の福祉施設などがある。

現物給付・現金給付（げんぶつきゅうふ・げんきんきゅうふ）

現物給付とは、被保険者や被扶養者に現物（医療行為など）で行う保険給付のこと。

現金給付とは、被保険者や被扶養者に現金で行う保険給付のこと。

国民健康保険事業費納付金（こくみんけんこうほけんじぎょうひのうふきん）

平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったことに伴い、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険給付費等交付金の交付に要する費用とその他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県内市町村が県に納付するもの。

介護保険（かいごほけん）→介護保険制度

高齢化や核家族化の進行に伴い深刻化していた介護問題を解決するため、医療と福祉に分かれていた高齢者介護に関する制度を再編し、国民皆で介護を支える制度として、平成 12 年 4 月から始まった制度。

要介護（ようかいご）→要介護者

要介護状態にある 65 歳以上の者及び要介護状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上または精神上的の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（特定疾病）によって生じたものをいう。

要支援（ようしえん）→要支援者

要支援状態にある 65 歳以上の者及び要支援状態にある 40 歳以上 65 歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上または精神上的の障害が特定疾病によって生じたものをいう。

介護老人福祉施設（かいごろうじんふくししせつ）

老人福祉法に規定する特別養護老人ホーム（入所定員が 30 人以上であるものに限る）で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。

介護老人保健施設（かいごろうじんほけんしせつ）

介護保険法による都道府県知事の開設許可を受けた施設であって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活の世話を行うことを目的とする施設。

介護療養型医療施設（かいごりょうようがたいりょうしせつ）

医療法に規定する医療施設で、かつ、介護保険法による都道府県知事の指定を受けた施設であり、入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことを目的とする施設。

後期高齢者医療制度（こうきこうれいしゃいりょうせいど）

老人医療費を中心に医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするために、平成 20 年 4 月から 75 歳以上の高齢者を対象として始まった制度。長寿医療制度ともいう。